障害者等用駐車場に関する沖縄県の取組み

1 「車いす使用者用駐車施設」の設置義務

沖縄県福祉のまちづくり条例において、官公庁舎及び床面積の合計が200㎡ 以上の福祉・医療・教育文化の施設、商業店舗等においては、一定数の「車い す使用者用駐車施設」の設置を義務付け。

※ 「車いす使用者駐車施設」の設置義務数

全駐車台数	車いす使用者駐車施設数
1~50	1区画以上
51~100	2区画以上
101~150	3区画以上
151~200	4区画以上
200以上	全駐車台数×1%+2台以上

- ※ 幅は350センチメートル以上。
- ※ 運用上、車いす使用者のほか、 高齢者、妊産婦、その他の障害 により、移動の際に特別な配慮 が必要な人も対象としている。

2 「車いす使用者用駐施設」の適正利用に向けた取組み

(1) ポスター、リーフレット、動画による普及啓発





※ ポスター、リーフレット 学校、商業施設等に配布、掲示依頼。









※ 動画 県ホームページに掲載 各種イベント等での放映

(2) 普及啓発イベント、学習会の開催



- ※ 普及啓発イベント (イオンモール沖縄ライカム)
- ※ その他、小学生向けの体験学習会を 開催

3 ヘルプマークの導入

内部障害、発達障害、難病、または妊娠初期の方など、 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、 援助を得やすくすることを目的としたマーク。

沖縄県では、平成30年10月から導入。

